

札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第64号）新旧対照表（第2条関係）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）（令和3年4月1日時点）	現 行	改 正 後	備 考
<p>（基本方針）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 設備及び運営に関する基準（第3条—<u>第29条</u>）</p> <p>第3章（略）</p> <p>第4章 雑則（第72条）</p> <p>附則（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>目次</p> <p>第1章（現行のとおり）</p> <p>第2章（現行のとおり）</p> <p>第1節（現行のとおり）</p> <p>第2節 設備及び運営に関する基準（第3条—<u>第29条</u> <u>の2</u>）</p> <p>第3章（現行のとおり）</p> <p>第4章 雑則（第72条・<u>第73条</u>）</p> <p>附則（現行のとおり）</p> <p>第2条（現行のとおり）</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>4 養護老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、虐</p>	<p>規定整備</p> <p>参酌（基準省令第</p>
<p><u>等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員</u> <u>に対し、研修を実施する等の措置を講じなければなら</u> <u>ない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第七条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営につ</p> <p>いての重要事項に関する規程を定めておかなければな</p> <p>らない。</p> <p>一～六（略）</p> <p><u>七 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>八</u>（略）</p>	<p>4（略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第7条（略）</p> <p>（1）から（6）まで（略）</p> <p>（<u>新設</u>）</p> <p><u>（7）</u>（略）</p>	<p><u>待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、</u> <u>職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければな</u> <u>らない。</u></p> <p>5（現行のとおり）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第7条（現行のとおり）</p> <p>（1）から（6）まで（略）</p> <p><u>（7）虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>（8）</u>（現行のとおり）</p>	<p>1条第5号）</p> <p>同上</p>

<p>(非常災害対策)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第8条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実</p>	
<p>たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めな</p> <p>ければならない。</p>		<p>施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めな</p> <p>ければならない。</p>	同上
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2から12まで (略)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 (現行のとおり)</p> <p>2から12まで (現行のとおり)</p>	
<p>12 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわら</p> <p>ず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士</p> <p>又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げ</p> <p>る本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、</p> <p>当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老</p> <p>人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認め</p> <p>られるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>13 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、</p> <p>本体施設が次に掲げる施設であるサテライト型養護老人</p> <p>ホームについては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該</p> <p>各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型養</p> <p>護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認</p> <p>められるときは、当該サテライト型養護老人ホームの生</p> <p>活相談員、栄養士、調理員又は事務員のうち当該本体施</p> <p>設の職員に相当する職員を置かないことができる。</p>	<p>13 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、</p> <p>本体施設が次に掲げる施設であるサテライト型養護老人</p> <p>ホームについては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該</p> <p>各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型養</p> <p>護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認</p> <p>められるときは、当該サテライト型養護老人ホームの生</p> <p>活相談員、栄養士、調理員又は事務員のうち当該本体施</p> <p>設の職員に相当する職員を置かないことができる。</p>	
<p>一 養護老人ホーム <u>生活相談員、栄養士又は調理員、</u></p> <p>事務員その他の職員</p> <p>二～五 (略)</p> <p>(処遇の方針)</p>	<p>(1) 養護老人ホーム <u>栄養士、調理員又は事務員</u></p> <p>(2)から(5)まで (略)</p> <p>(処遇の方針)</p>	<p>(1) 養護老人ホーム <u>生活相談員、栄養士、調理員又は</u></p> <p>事務員</p> <p>(2)から(5)まで (現行のとおり)</p> <p>(処遇の方針)</p>	従う (基準省令第1条第1号)
<p>第十六条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るた</p> <p>め、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委</p> <p>員会 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下</u></p>	<p>第15条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を</p> <p>図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員</p> <p>会を3月に1回以上開催するとともに、その結果につ</p>	<p>第15条 (現行のとおり)</p> <p>2から5まで (現行のとおり)</p> <p>6 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を</p> <p>図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員</p> <p>会 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレ</u></p>	従う (基準省令第1条第3号)

<p>「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>いて、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	
<p>二・三 (略)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(2)及び(3) (現行のとおり)</p>	
<p>(施設長の責務)</p>	<p>7 (略)</p>	<p>7 (現行のとおり)</p>	
<p>第二十一条 (略)</p>	<p>(施設長の責務)</p>	<p>(施設長の責務)</p>	
<p>第二十一条 (略)</p>	<p>第20条 (略)</p>	<p>第20条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 養護老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで、第十四条から前条まで及び次条から<u>第三十条</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>2 養護老人ホームの施設長は、当該養護老人ホームの他の職員に第7条から第9条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第29条</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)</p>	<p>2 養護老人ホームの施設長は、当該養護老人ホームの他の職員に第7条から第9条まで、第13条から前条まで及び次条から<u>第29条の2</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (勤務体制の確保等)</p>	<p>規定整備</p>
<p>第二十三条 (略)</p>	<p>第22条 (略)</p>	<p>第22条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p>	
<p>3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>3 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>3 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>参酌（基準省令第1条第5号）</p>
<p>4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害さ</p>	<p>(新設)</p>	<p>4 養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害さ</p>	

<p>れることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>れることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>(業務継続計画の策定等)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(業務継続計画の策定等)</p>	
<p>第二十三条の二 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>第22条の2 養護老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に 行い、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>従う（基準省令第1条第3号）</p>
<p>2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施しなければならない。</p>		<p>2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施しなければならない。</p>	
<p>3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直し を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>		<p>3 養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	
<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>	<p>(衛生管理等)</p>	
<p>第二十四条 (略)</p>	<p>第24条 (略)</p>	<p>第24条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p>	
<p>2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p>	<p>3 養護老人ホームの設置者等は、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p>	<p>3 養護老人ホームの設置者等は、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p>	<p>参酌（基準省令第1条第5号）</p>

<p>二 (略)</p> <p>三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	
<p>四 (略)</p> <p>(事故の発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(事故の発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(事故の発生の防止及び発生時の対応)</p>	
<p>第二十九条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。</p>	<p>第29条 養護老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(新設)</p>	<p>第29条 養護老人ホームの設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>従う(基準省令第1条第3号)</p>
<p>2～4 (略)</p> <p>(虐待の防止)</p>	<p>2から4まで (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2から4まで (現行のとおり)</p> <p>(虐待の防止)</p>	<p>同上</p>
<p>第三十条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p>		<p>第29条の2 養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p>	

<u>二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u>		<u>(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u>	
<u>三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u>		<u>(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u>	
<u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>		<u>(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>	

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）（令和3年4月1日時点）	現 行	改 正 後	
<p>（基本方針）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>第30条（略）</p> <p>2から4まで（略）</p>	<p>第30条（現行のとおり）</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p>	
<p>5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	<p>（新設）</p>	<p>5 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	<p>参酌（基準省令第1条第4号）</p>
<p>（職員の専従）</p> <p>第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>5（略）</p> <p>（職員の専従）</p> <p>第32条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第51条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第59条第2項（第71条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。））、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第68条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人</p>	<p>6（現行のとおり）</p> <p>（職員の専従）</p> <p>第32条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>従う（基準省令第1条第1号）</p>

<p>(運営規程)</p> <p>第七条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一～七 (略)</p> <p><u>八 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>九 (略)</u></p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「<u>テレビ電話装置等</u>」という。))を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者</p>	<p>以下の特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第33条 特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第33条 特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで (現行のとおり)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>(9) (現行のとおり)</u></p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第39条 (現行のとおり)</p> <p>2から5まで (現行のとおり)</p> <p>6 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>参酌(基準省令第1条第4号)</p> <p>従う(基準省令第1条第3号)</p>
--	---	---	---

<p>に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第二十三条 (略)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第47条 (略)</p>	<p>(2)及び(3) (現行のとおり)</p> <p>7 (現行のとおり)</p> <p>(施設長の責務)</p> <p>第47条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第七条から第九条まで及び第十二条の二から<u>第三十一条の二</u>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二十四条 (略)</p>	<p>2 特別養護老人ホームの施設長は、当該特別養護老人ホームの他の職員に第33条、第36条から前条まで、次条及び第49条並びに第50条において準用する第8条、第9条、<u>第23条から第27条まで及び第29条</u>の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第48条 (略)</p>	<p>2 特別養護老人ホームの施設長は、当該特別養護老人ホームの他の職員に第33条、第36条から前条まで、次条及び第49条並びに第50条において準用する第8条、第9条、<u>第22条の2から第27条まで、第29条及び第29条の2</u>の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第48条 (現行のとおり)</p>	<p>規定整備</p>
<p>3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>3 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>3 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該設置者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>参酌（基準省令第1条第4号）</p>
<p>4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要</p>	<p>(新設)</p>	<p>4 特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必</p>	

<p><u>な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第50条 第3条、第4条、第8条、第9条、<u>第23条</u>から第27条まで<u>及び第29条</u>の規定は、特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第39条第5項」と、同項第4号中「第27条第2項」とあるのは「第50条において準用する第27条第2項」と、同項第5号中「第29条第3項」とあるのは「第50条において準用する第29条第3項」と、第24条第3項第4号中「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第2項第4号」とあるのは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第4号」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第3条、第4条、第8条、第9条、<u>第22条の2</u>から第27条まで、<u>第29条及び第29条の2</u>の規定は、特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第39条第5項」と、同項第4号中「第27条第2項」とあるのは「第50条において準用する第27条第2項」と、同項第5号中「第29条第3項」とあるのは「第50条において準用する第29条第3項」と、第24条第3項第4号中「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第2項第4号」とあるのは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第4号」と読み替えるものとする。</p>	<p>同上</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第52条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の</p>	<p>同上</p>
<p><u>擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>3 (略)</p>	<p><u>人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>同上</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第三十四条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第53条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第53条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p>	<p>同上</p>

一～八 (略)	(1)から(8)まで (略)	(1)から(8)まで (現行のとおり)	
九 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u>	<u>(新設)</u>	<u>(9) 虐待の防止のための措置</u>	同上
十 (略)	<u>(9)</u> (略)	<u>(10)</u> (現行のとおり)	
(設備の基準)	(設備の基準)	(設備の基準)	
第三十五条 (略)	第54条 (略)	第54条 (現行のとおり)	
2・3 (略)	2及び3 (略)	2及び3 (現行のとおり)	
4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。	4 ユニットの基準は、次のとおりとする。	4 ユニットの基準は、次のとおりとする。	
一 ユニット			
イ 居室			
(1) (略)			
(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、 <u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。</u>	(1) 一のユニットの入居定員は、 <u>おおむね10人以下とすること。</u>	(1) 一のユニットの入居定員は、 <u>原則として10人以下とし、15人を超えないものとする。</u>	同上
(3)から(9)まで (略)			
ロ～ニ (略)	(2)から(5)まで (略)	(2)から(5)まで (現行のとおり)	
二～四 (略)	5 (略)	5 (現行のとおり)	
5・6 (略)	6及び7 (略)	6及び7 (現行のとおり)	
(サービスの取扱方針)	(処遇の方針)	(処遇の方針)	
第三十六条 (略)	第55条 (略)	第55条 (現行のとおり)	
2～7 (略)	2から7まで (略)	2から7まで (現行のとおり)	
8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができ</u>	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果につ	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも</u>	従う (基準省令第1条第3号)

<p>るものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>のとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	
<p>二・三 (略)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(2)及び(3) (現行のとおり)</p>	
<p>9 (略) (勤務体制の確保等)</p>	<p>9 (略) (勤務体制の確保等)</p>	<p>9 (現行のとおり) (勤務体制の確保等)</p>	
<p>第四十条 (略)</p>	<p>第59条 (略)</p>	<p>第59条 (現行のとおり)</p>	
<p>2・3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (現行のとおり)</p>	
<p>4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>4 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>4 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該設置者は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>参酌(基準省令第1条第4号)</p>
<p>5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (準用)</p>	<p>(新設) (準用)</p>	<p>5 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。 (準用)</p>	<p>同上</p>
<p>第四十二条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、<u>第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二</u>までの規定は、ユニット型特別養護老</p>	<p>第61条 第3条、第4条、第8条、第9条、第24条から第27条まで、第29条、第31条、第32条、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第47条まで及び第49条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。</p>	<p>第61条 第3条、第4条、第8条、第9条、<u>第22条の2</u>、第24条から第27条まで、第29条、<u>第29条の2</u>、第31条、第32条、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第47条まで及び第49条の規定は、ユニット型特別養護老人ホー</p>	

<p>人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の二まで」とあるのは「第三十四条及び第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、<u>第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二まで</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第55条第七項」と、同項第四号中「第27条第二項」とあるのは「第61条において準用する第27条第二項」と、同項第五号中「第29条第三項」とあるのは「第61条において準用する第29条第三項」と、第24条第三項第四号中「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第二項第四号」とあるのは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第二項第四号」と、第47条第二項中「第33条、第36条から前条まで、次条及び第49条並びに第50条において準用する第8条、第9条、<u>第23条から第27条まで及び第29条</u>」とあるのは「第53条及び第55条から第60条まで並びに第61条において準用する第8条、第9条、第24条から第27条まで、第29条、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第46条まで及び第49条」と読み替えるものとする。</p>	<p>ムについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第55条第七項」と、同項第四号中「第27条第二項」とあるのは「第61条において準用する第27条第二項」と、同項第五号中「第29条第三項」とあるのは「第61条において準用する第29条第三項」と、第24条第三項第四号中「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第二項第四号」とあるのは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第二項第四号」と、第47条第二項中「第33条、第36条から前条まで、次条及び第49条並びに第50条において準用する第8条、第9条、<u>第22条の2から第27条まで、第29条及び第29条の2</u>」とあるのは「第53条及び第55条から第60条まで並びに第61条において準用する第8条、第9条、<u>第22条の2</u>、第24条から第27条まで、第29条、<u>第29条の2</u>、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第46条まで及び第49条」と読み替えるものとする。</p>
<p>(職員の配置の基準)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p>
<p>第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。</u></p> <p>一～七 (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>第64条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>2から8まで (略)</p>	<p>第64条 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。</u></p> <p>(1)から(7)まで (現行のとおり)</p> <p>2から8まで (現行のとおり)</p>

従う（基準省令第1条第1号）

<p>9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>一 特別養護老人ホーム <u>生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員</u></p> <p>二～五 (略)</p> <p>10～15 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p>9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、本体施設が次に掲げる施設であるサテライト型居住施設については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、調理員又は事務員のうち当該本体施設の職員に相当する職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホーム <u>栄養士、機能訓練指導員、調理員又は事務員</u></p> <p>(2)から(5)まで (略)</p> <p>10から12まで (略)</p> <p>(地域との連携等)</p>	<p>9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、本体施設が次に掲げる施設であるサテライト型居住施設については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、調理員又は事務員のうち当該本体施設の職員に相当する職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホーム <u>生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、調理員又は事務員</u></p> <p>(2)から(5)まで (現行のとおり)</p> <p>10から12まで (現行のとおり)</p> <p>(地域との連携等)</p>	
<p>第五十八条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この号において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)</u></p>	<p>第66条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>第66条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)</u> (以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね</p>	<p>参酌(基準省令第1条第4号)</p>

<p>(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>		<p>2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	
<p>2～4 (略) (準用)</p>	<p>2から4まで (略) (準用)</p>	<p>2から4まで (現行のとおり) (準用)</p>	<p>規定整備</p>
<p>第五十九条 第二条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで、<u>第三十一条及び第三十一条の二</u>の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第五十九条において準用する第十五条第五項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第五十九条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から<u>第三十一条の二</u>まで」とあるのは「第五十七条及び第五十八条並びに第五十九条において準用する第七条から第九条まで、第十二条の二から第十五条まで、第十七条から第二十九条まで、<u>第三十一条及び第三十一条の二</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第67条 第3条、第4条、第8条、第9条、<u>第23条</u>から第27条まで、第29条から第33条まで、第36条から第39条まで及び第41条から第48条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第67条において準用する第39条第5項」と、同項第4号中「第27条第2項」とあるのは「第67条において準用する第27条第2項」と、同項第5号中「第29条第3項」とあるのは「第67条において準用する第29条第3項」と、第24条第3項第4号中「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第24条第2項第4号」とあるのは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第26条第2項第4号」と、第27条第3項、第29条第2項及び第30条第4項中「市町村」とあるのは「本市」と、第27条第4項中「市町村からの」とあるのは「本市からの」と、「当該市町村」とあるのは「本市」と、第47条第2項中「第33条、第36条から前条まで、次条及び第49条並びに第50条において準用する第8条、第9条、<u>第23条</u>から第27条まで及び<u>第29条</u>」とあるのは「第65条及び第66条並びに第67条</p>	<p>第67条 第3条、第4条、第8条、第9条、<u>第22条</u>の2から第27条まで、第29条から第33条まで、第36条から第39条まで及び第41条から第48条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第67条において準用する第39条第5項」と、同項第4号中「第27条第2項」とあるのは「第67条において準用する第27条第2項」と、同項第5号中「第29条第3項」とあるのは「第67条において準用する第29条第3項」と、第24条第3項第4号中「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第24条第2項第4号」とあるのは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第26条第2項第4号」と、第27条第3項、第29条第2項及び第30条第4項中「市町村」とあるのは「本市」と、第27条第4項中「市町村からの」とあるのは「本市からの」と、「当該市町村」とあるのは「本市」と、第47条第2項中「第33条、第36条から前条まで、次条及び第49条並びに第50条において準用する第8条、第9条、<u>第22条</u>の2から第27条まで、<u>第29条及び第29条の2</u>」とあるのは「第65条及</p>	

	<p>において準用する第8条、第9条、<u>第23条</u>から第27条まで、<u>第29条、第33条</u>、第36条から第39条まで、第41条から第46条まで及び第48条」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備の基準)</p>	<p>び第66条並びに第67条において準用する第8条、第9条、<u>第22条の2</u>から第27条まで、<u>第29条、第29条の2、第33条</u>、第36条から第39条まで、第41条から第46条まで及び第48条」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備の基準)</p>	
第六十一条 (略)	第69条 (略)	第69条 (現行のとおり)	
2・3 (略)	2及び3 (略)	2及び3 (現行のとおり)	
4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。	4 ユニットの基準は、次のとおりとする。	4 ユニットの基準は、次のとおりとする。	
一 ユニット			
イ 居室			
(1) (略)			
(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、 <u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。</u>	(1) 一のユニットの入居定員は、 <u>おおむね10人以下とすること。</u>	(1) 一のユニットの入居定員は、 <u>原則として10人以下とし、15人を超えないものとする</u> こと。	参酌 (基準省令第1条第4号)
(3)から(9)まで (略)			
ロ～ニ (略)	(2)から(5)まで (略)	(2)から(5)まで (現行のとおり)	
二～四 (略)	5 (略)	5 (現行のとおり)	
5～7 (略)	6から8まで (略)	6から8まで (現行のとおり)	
	(準用)	(準用)	規定整備
第六十三条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、 <u>第二十四条の二</u> 、第二十六条から第二十九条まで、 <u>第三十一条、第三十一条の二</u> 、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条の規定は、ユニット型地域密着型特	第71条 第3条、第4条、第8条、第9条、第24条から第27条まで、第29条、第31条、第32条、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第47条まで、第52条、第53条、第55条、第57条から第60条まで及び第66条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第2項第3号中「第15条	第71条 第3条、第4条、第8条、第9条、 <u>第22条の2</u> 、第24条から第27条まで、第29条、 <u>第29条の2</u> 、第31条、第32条、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第47条まで、第52条、第53条、第55条、第57条から第60条まで及び第66条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第9条第	

別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第十五条第五項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十六条第七項」と、同項第四号中「第二十九条第二項」とあるのは「第六十三条において準用する第二十九条第二項」と、同項第五号中「第三十一条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する第三十一条第三項」と、第二十三条第二項中「第七条から第九条まで及び第十二条の二から第三十一条の二まで」とあるのは「第六十二条並びに第六十三条において準用する第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十一条の二、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条」と読み替えるものとする。

第七章 雑則

(電磁的記録等)

第六十四条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物を

第5項」とあるのは「第71条において準用する第55条第7項」と、同項第4号中「第27条第2項」とあるのは「第71条において準用する第27条第2項」と、同項第5号中「第29条第3項」とあるのは「第71条において準用する第29条第3項」と、第24条第3項第4号中「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第2項第4号」とあるのは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第4号」と、第27条第3項、第29条第2項及び第30条第4項中「市町村」とあるのは「本市」と、第27条第4項中「市町村からの」とあるのは「本市からの」と、「当該市町村」とあるのは「本市」と、第47条第2項中「第33条、第36条から前条まで、次条及び第49条並びに第50条において準用する第8条、第9条、第23条から第27条まで及び第29条」とあるのは「第70条並びに第71条において準用する第8条、第9条、第24条から第27条まで、第29条、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第46条まで、第53条、第55条、第57条から第60条まで及び第66条」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(新設)

2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第71条において準用する第55条第7項」と、同項第4号中「第27条第2項」とあるのは「第71条において準用する第27条第2項」と、同項第5号中「第29条第3項」とあるのは「第71条において準用する第29条第3項」と、第24条第3項第4号中「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第24条第2項第4号」とあるのは「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第4号」と、第27条第3項、第29条第2項及び第30条第4項中「市町村」とあるのは「本市」と、第27条第4項中「市町村からの」とあるのは「本市からの」と、「当該市町村」とあるのは「本市」と、第47条第2項中「第33条、第36条から前条まで、次条及び第49条並びに第50条において準用する第8条、第9条、第22条の2から第27条まで、第29条及び第29条の2」とあるのは「第70条並びに第71条において準用する第8条、第9条、第22条の2、第24条から第27条まで、第29条、第29条の2、第36条から第38条まで、第42条、第44条から第46条まで、第53条、第55条、第57条から第60条まで及び第66条」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第72条 作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことと

参酌（基準省令第1条第4号）

いう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第72条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(平成36年3月31日までの間における病院等から転換して開設された特別養護老人ホームに係る特例)

5 平成36年3月31日までの間に、一般病床(医療法第7条第2項第5号の一般病床をいう。以下この項から附則第7項までにおいて同じ。)、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び

されているもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「説明等」という。)のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(委任)

第73条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(令和6年3月31日までの間における病院等から転換して開設された特別養護老人ホームに係る特例)

5 令和6年3月31日までの間に、一般病床(医療法第7条第2項第5号の一般病床をいう。以下この項から附則第7項までにおいて同じ。)、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び

規定整備(以下同じ。)

び附則第7項において同じ。)又は療養病床(医療法第7条第2項第4号の療養病床をいう。以下この項から附則第7項までにおいて同じ。)を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を転換して特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該特別養護老人ホームの食堂及び機能訓練室の面積については、第34条第4項第9号ア本文及び第63条第4項第9号ア本文の規定にかかわらず、食堂については1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を、機能訓練室については40平方メートル以上の面積を有しなければならない。

6 平成36年3月31日までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を転換して特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該特別養護老人ホームの食堂及び機能訓練室の面積については、第34条第4項第9号ア本文及び第63条第4項第9号ア本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) (略)

7 平成36年3月31日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を転換して特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該特別養護老人ホームの廊下の幅については、第34条第6項第

附則第7項において同じ。)又は療養病床(医療法第7条第2項第4号の療養病床をいう。以下この項から附則第7項までにおいて同じ。)を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を転換して特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該特別養護老人ホームの食堂及び機能訓練室の面積については、第34条第4項第9号ア本文及び第63条第4項第9号ア本文の規定にかかわらず、食堂については1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を、機能訓練室については40平方メートル以上の面積を有しなければならない。

6 令和6年3月31日までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を転換して特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該特別養護老人ホームの食堂及び機能訓練室の面積については、第34条第4項第9号ア本文及び第63条第4項第9号ア本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) (現行のとおり)

7 令和6年3月31日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を転換して特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該特別養護老人ホームの廊下の幅については、第34条第6項第

1号、第54条第7項第1号、第63条第6項第1号及び第69条第7項第1号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（両側に居室又はユニットその他の設備が配置されている廊下の幅は、1.6メートル以上）とする。

1号、第54条第7項第1号、第63条第6項第1号及び第69条第7項第1号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（両側に居室又はユニットその他の設備が配置されている廊下の幅は、1.6メートル以上）とする。